

東日本大震災に係る特別措置法案における 労働保険料等の免除の特例措置

震災の被害の甚大さに鑑み、雇用の維持の支援の観点等から、労働保険の適用事業等のうち、一定の要件を満たすものの事業主から申請があった場合には、労働保険料及び一般拠出金の一部を免除することとする。

措置の内容

(1) 免除の要件

- ① 平成23年3月11日に、適用事業場等が特定被災区域※に所在していたこと

※ 東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた区域(東京都を除く。)等

- ② 震災被害により、労働者の賃金の支払に著しい支障が生じている等の事情が生じていること

(2) 免除される労働保険料等

- 免除対象期間※に労働者に支払う賃金等に応じた労働保険料

※ 免除の要件②に該当していた期間(最長で平成23年3月から平成24年2月まで。)

- 平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金

施行期日

公布日施行、平成23年3月1日から適用

(参考)すでに実施している措置

- 平成23年3月24日付告示により指定地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城)の労働保険料の納期限等を延長
- その他の地域においても、震災により相当な損失を受けた事業主等からの申請に基づき労働保険料の納付を猶予